

会計時

施設管理者	テナント	項目
	○	19 レジ等での会計時には、コイントレイを介した受け渡し、又はキャッシュレス決済を導入する。なお、現金での受け渡し後には手指衛生を行う。

該当しない	実施している

店舗の衛生管理

施設管理者	テナント	項目
○		20 建築物衛生法※の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認する。基準を満たしていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。※建築物における衛生的環境の確保に関する法律
○		21 建築物衛生法の対象外施設は、換気設備により必要換気量（一人当たり毎時30m）を確保する。必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人当たりの必要換気量を確保するとともに換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
○		窓の開放による換気の場合は、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。（換気のため窓やドアを開放している旨を利用者に周知、協力を求める。）
○		22 喫煙場所がある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人の距離を保つなどにより、3密を避けるよう要請する。
○		23 トイレや手洗い場では、共用タオルを使用せず、ペーパータオル等を設置する、または個人のタオル等の利用を促す。
○	○	24 店内清掃を徹底し、他人と共用する物品や複数の人が触れる場所を次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノール、界面活性剤を含有する洗浄剤等の適切なものを用いて利用者の入替え毎など定期的に消毒する。 ・他人と共用し接触等が多い部位 テーブル、椅子、メニューブック、タッチパネル、卓上ベル、アクリル板、ドアノブ、手すり、券売機、コイントレイ、蛇口、便座、洗浄レバー、エレベーターボタンなど
○	○	25 卓上の共用調味料、ポット等の設置を避ける、または利用者入替え時など定期的に消毒する。

該当しない	実施している

従業員の衛生管理

施設管理者	テナント	項目
○	○	26 責任者は、従業員に出勤や勤務前に検温を行わせ、発熱や風邪の症状等がみられる場合は、出勤や勤務を停止させる。
○	○	27 感染・感染の疑いがある従業員は出勤しないよう徹底する。
○	○	28 適切にマスクを着用し、大声での会話は避ける。
○	○	29 食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ、おしぼり等の処理を行う場合、手袋・マスクを着用してビニール袋等に密封処理し、作業後は必ず手洗い、手指消毒を実施する。
○		または、利用者自身で上記ごみ、おしぼり等の処理を行うよう掲示している。
○	○	30 マスクや手袋を脱いだ後、他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、就業開始時等は必ず手洗い、手指消毒を実施する。
○	○	31 場面の切り替わりでは感染リスクが高まることから、休憩スペースでは、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事を避けるなど感染防止対策を行う。
○	○	32 従業員のロッカールームや控え室など定期的に清掃、換気し、共用物品は定期的に消毒する。また、ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

該当しない	実施している

独自対策

施設管理者	テナント	項目
		店独自の感染予防対策を実施している。（具体的対策） （ ）

該当しない	実施している